

競馬番組要綱

この要綱は、愛知県競馬組合地方競馬実施条例施行規則（以下「規則」という。）第19条に基づき競馬開催の都度発表する「競馬番組」のその他競馬の開催に必要な事項を定めるものとする。

なお、愛知県競馬組合（以下「愛知県」という。）営の競馬に競走馬を出走させようとする者は、本要綱の各条項を確認し出走させなければならない。

1 馬の出走回数

馬の出走は、原則として1開催1出走とする。

2 出走資格

次の項目の条件を満たしていなければ出走することができない。

- (1) 地方競馬全国協会の馬登録を受けたサラブレッド系（以下「サラ系」という。）の2歳から12歳（ダートグレード競走の交流馬は除く。）までの馬で本要綱の出走条件を満たしている馬。
- (2) 地方競馬全国協会の馬登録を受けたアラブ系（以下「アラ系」という。）の8歳から12歳までの馬で本要綱の出走条件を満たしている馬。
- (3) 愛知県の弥富トレーニングセンター及び岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）が貸し付けた厩舎に在籍し、馬主と調教師間で預託契約が締結され、愛知県競馬組合管理者（以下「管理者」という。）に届出を終了した馬。ただし、交流馬は別に定める。
- (4) 愛知県及び岐阜県（以下「東海地区」という。）の割当制度馬（初出走が東海地区の馬）で割当头数の範囲内で4歳の12月末までに届出を終了した馬（以下「割当馬」という。）。
- (5) 外国産馬で輸入前競走経験のない馬。

3 出走資格の喪失

次の項目に該当した馬は、出走資格を失う。

- (1) 馬に起因する出走停止処分が通算3回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算4回となった馬。
- (2) 発走調教に関する出走停止処分が通算2回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算3回となった馬。
- (3) 競走調教（能力支障を除く。）に関する出走停止処分が通算2回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算3回となった馬。
- (4) 疾病再発の恐れのある馬及び馬体に著しく醜状を呈する馬。

- (5) 片目失明した馬。ただし、競走に支障がない馬は除く。
- (6) 東海地区で出走資格を失った馬は、以後の成績に係わらず出走できない。

4 出走の制限

次の項目（10）を除く該当馬は、その期間が競馬開催初日にかかる場合出走できない。

- (1) 地方競馬及び中央競馬の競走において、出走停止処分を受けた馬の当該出走停止期間。
- (2) 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教再審査及び競走調教再審査となった馬は20日間。
- (3) 地方競馬及び中央競馬の競走において、内因性の鼻出血を発症した馬（外傷性のものを除く。）は、当該競走施行日から起算して20日間、鼻出血を発症した初回の発症日から6ヶ月間に2回目の鼻出血となった馬は30日間、2回目の発症日から6ヶ月間に3回目の鼻出血となった馬は60日間。
- (4) 東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走において、タイムオーバーとなった馬は20日間。
- (5) 東海地区の競走においてタイムオーバーとなった馬は当該競走施行日から起算して20日間若しくは、当該開催を除く東海地区の2開催。
- (6) 休養で弥富トレーニングセンターの厩舎を退厩した馬は、再入厩後10日間。
- (7) 地方競馬及び中央競馬の競走出走した馬が、着順確定後に失格（規則第66条第1項）となり、賞金等を返還しなければならない馬主が、管理者の指定する期日までにこれらを返還しないときは、その返還があるまでの間、当該馬主の所有する馬（当該馬主が持分を有する共有馬を含む。）は出走できない。
- (8) 民事執行法の規定による差し押さえを受けている馬及び民事保全法の規定による仮押さえを受けている馬は、出走できない。
- (9) 禁止薬物の投与を受けた馬で指示事項にて定められた期間が経過していない馬。
- (10) 出走申込時（JRA認定競走実施予定開催）において、未出走の2歳馬の申込頭数が8頭以下の場合、当該開催への出走申込を受付けなかったものとする。（申込手数料は返還する。）
また、出走申込頭数が9頭以上の場合でも番組編成時に取消等で8頭以下になった場合は、編成除外馬とし、その開催の編成は行わない。（申込手数料は返還しない。）
- (11) 上記（1）については20日間、（2）（3）については10日間以上の期間において、東海地区の馬検査を受験し合格しなければ出走できない。

5 転入馬

- (1) 転入の条件（岐阜県を含む。）

地方競馬又は中央競馬から愛知県へ転入しようとする馬は、次の各項目の条件を満たし、あらかじめ転入馬届〔様式1〕を提出しなければならない。ただし、在籍後、欠格事項が判明した場合は、弥富トレーニングセンターを退厩しなければならない。

ア サラ系馬2歳から12歳までの出走経験のある馬。なお、アラ系馬の転入はできない。

イ 地方競馬又は中央競馬の最終出走日後、弥富トレーニングセンターの検疫厩舎に入厩し、検疫等所定の検査を済ませていること。

ウ 急性又は慢性疾患のため疾病再発の恐れがなく視力が正常であり、人馬に危害を及ぼす恐れがないこと。

エ 出走停止処分（調教不十分、健康支障等馬に起因するもの）を受けていないこと。

ただし、調教不十分による出走停止処分後、5走した馬はこの限りではない。

オ 岐阜県の割当馬は、上記条件エの対象としない。

カ 取得金額は次表により算出し、その算出合計額が下記表の転入基準額以上であること。

算出基準	区 分				率		
					2、3、4歳	5、6歳	7歳以上
算出基準	地方競馬（南関東を除く。）				100%	90%	80%
	南関東（大井、川崎、船橋、浦和の各競馬場）及びJRA認定競走				60%	40%	30%
	ダートグレード競走及び中央競馬				40%	30%	20%
基転準額入	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳～12歳
	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	120万円	300万円

(2) 格付けは、次表に基づく。(4ページ、5ページ参照)

ア 岐阜県からの転入馬は、岐阜県の格及び番組賞金をもって行う。

転入馬格付け表 (1) 最終出走が地方競馬の所属馬

2 歳 ・ 3 歳 (3歳馬は11月以降、一般を適用)		
算出合計金額	階 級	番組賞金
0万円～ 250万円未満	2歳・3歳	算出合計金額
250万円以上	B級以上	一般を適用
一 般		
算出合計金額	階 級	番組賞金
0万円～ 150万円未満	C	算出合計金額
150万円～ 170万円未満	B	150万円
170万円～ 200万円未満	B	170万円
200万円～ 300万円未満	B	200万円
300万円～ 400万円未満	B	250万円
400万円～ 500万円未満	A	300万円
500万円～ 600万円未満	A	350万円
600万円～ 700万円未満	A	400万円
700万円～ 800万円未満	A	500万円
800万円～ 1,000万円未満	A	600万円
1,000万円～ 1,500万円未満	A	700万円
1,500万円～ 2,000万円未満	A	900万円
2,000万円～ 3,000万円未満	A	1,200万円
3,000万円～ 4,000万円未満	A	1,600万円
4,000万円以上	A	2,000万円

転入馬格付け表 (2) 最終出走が中央競馬の所属馬

2 歳 ・ 3 歳 (3歳馬は 11 月以降、一般を適用)		
算出合計金額	階 級	番組賞金
0 万円	2 歳 ・ 3 歳	2 0 万円
1 万円～ 3 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	3 0 万円
3 0 万円～ 5 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	5 0 万円
5 0 万円～ 8 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	8 0 万円
8 0 万円～ 1 1 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	1 1 0 万円
1 1 0 万円～ 1 5 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	1 5 0 万円
1 5 0 万円～ 1 8 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	1 8 0 万円
1 8 0 万円～ 2 2 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	2 2 0 万円
2 2 0 万円～ 2 5 0 万円未満	2 歳 ・ 3 歳	2 4 0 万円
2 5 0 万円以上	B 級以上	一般を適用
一 般		
算出合計金額	階 級	番組賞金
0 万円	C	2 0 万円
1 万円～ 3 0 万円未満	C	3 0 万円
3 0 万円～ 5 0 万円未満	C	5 0 万円
5 0 万円～ 8 0 万円未満	C	8 0 万円
8 0 万円～ 1 1 0 万円未満	C	1 1 0 万円
1 1 0 万円～ 1 5 0 万円未満	C	1 4 0 万円
1 5 0 万円～ 1 7 0 万円未満	B	1 5 0 万円
1 7 0 万円～ 2 0 0 万円未満	B	1 7 0 万円
2 0 0 万円～ 3 0 0 万円未満	B	2 0 0 万円
3 0 0 万円～ 4 0 0 万円未満	B	2 5 0 万円
4 0 0 万円～ 5 0 0 万円未満	A	3 0 0 万円
5 0 0 万円～ 6 0 0 万円未満	A	3 5 0 万円
6 0 0 万円～ 7 0 0 万円未満	A	4 0 0 万円
7 0 0 万円～ 8 0 0 万円未満	A	5 0 0 万円
8 0 0 万円～ 1, 0 0 0 万円未満	A	6 0 0 万円
1, 0 0 0 万円～ 1, 5 0 0 万円未満	A	7 0 0 万円
1, 5 0 0 万円～ 2, 0 0 0 万円未満	A	9 0 0 万円
2, 0 0 0 万円～ 3, 0 0 0 万円未満	A	1, 2 0 0 万円
3, 0 0 0 万円～ 4, 0 0 0 万円未満	A	1, 6 0 0 万円
4, 0 0 0 万円以上	A	2, 0 0 0 万円

(3) 馬検査

東海地区の馬検査（馬体検査及び能力審査）に合格しなければならない。

ただし、当組合に出走する開催の初日から遡って6ヶ月以内で、最終出走において鼻出血、競走調教再審査及び発走調教再審査等の措置を受けていない馬は、馬検査を免除する。

6 再転入馬の取扱い

東海地区在籍馬が地方競馬又は中央競馬に転出し、1年以上（退厩日から入厩日まで）を経過し、再び愛知県に転入する場合は転入馬扱いとし、転入条件に従い格付けを行う。

また、1年未満に再び愛知県に転入する場合は、他競馬場で取得した賞金は、転入馬の取得賞金の算出と同様とし、その合計額を加算し格付けを行う。

7 岐阜県所属馬の交流について

(1) 本要綱4（出走の制限）に該当する馬は出走できない。

(2) 1競走につき1頭を優先出走馬とする。

ただし、S P、J p n競走及び指定された競走はこの限りではない。

(3) 格付けは、原則として岐阜県の格及び番組賞金をもって行う。

(4) 割当馬は、未出走でも出走が可能。ただし、認定競走には出走できない。

8 馬検査

(1) 馬体検査は、能力審査時に実施する。

(2) 能力審査

ア 割当馬で初めて出走する2歳・3歳馬は、発走調教試験に合格しなければ東海地区の能力審査（競走馬名が決定していること）を受験できない。

イ 禁止薬物の影響下にある馬の能力審査は無効とする。

ウ 能力審査の合格馬で理化学検査の結果、陽性となった馬は、合格を無効とする。

エ 競馬番組で定められた能力審査の有効期限を過ぎた馬は、能力審査を受け合格しなければ出走できない。

オ 休養で弥富トレーニングセンターを退厩した馬は、再入厩後10日間は能力審査を受験できない。

カ 階級別（転入馬を含む。）の能力審査合格タイムは次表とする。

階 級	距 離	合 格 タ イ ム
2 歳 ・ 3 歳	8 0 0 m	5 6 . 0 以 内
2 歳	1 , 4 0 0 m	1 . 3 9 . 5 以 内
3 歳	1 , 4 0 0 m	1 . 3 8 . 5 以 内
C 級	1 , 4 0 0 m	1 . 3 7 . 5 以 内
B 級	1 , 4 0 0 m	1 . 3 6 . 5 以 内
A 級	1 , 4 0 0 m	1 . 3 5 . 5 以 内

9 競走の制限タイム（タイムオーバーの取扱い）

(1) 競走の制限タイムは次表とする。

ただし、5着馬のタイムから4秒以内の馬は、この限りではない。

(2歳・3歳競走については、5秒以内とする。)

階 級	距 離	制限タイム	階 級	距 離	制限タイム
2 歳	8 0 0 m	0 . 5 6 . 0	B 級	1 , 3 0 0 m	1 . 3 0 . 0
	1 , 4 0 0 m	1 . 3 9 . 5		1 , 4 0 0 m	1 . 3 6 . 5
	1 , 6 0 0 m	1 . 5 4 . 0		1 , 6 0 0 m	1 . 5 1 . 0
3 歳	8 0 0 m	0 . 5 6 . 0		1 , 8 0 0 m	2 . 0 6 . 5
	1 , 4 0 0 m	1 . 3 8 . 5		1 , 9 0 0 m	2 . 1 4 . 0
	1 , 6 0 0 m	1 . 5 3 . 0		2 , 5 0 0 m	2 . 5 5 . 5
	1 , 8 0 0 m	2 . 0 8 . 5	A 級	1 , 4 0 0 m	1 . 3 5 . 5
	1 , 9 0 0 m	2 . 1 3 . 0		1 , 6 0 0 m	1 . 5 0 . 0
C 級	8 0 0 m	0 . 5 5 . 0		1 , 8 0 0 m	2 . 0 5 . 5
	1 , 3 0 0 m	1 . 3 1 . 0		1 , 9 0 0 m	2 . 1 2 . 5
	1 , 4 0 0 m	1 . 3 7 . 5		2 , 5 0 0 m	2 . 5 4 . 5
	1 , 6 0 0 m	1 . 5 2 . 5			
	1 , 8 0 0 m	2 . 0 7 . 0			
	1 , 9 0 0 m	2 . 1 5 . 0			

(2) Jpn、SP、指定交流、地区交流、JRA認定競走（新馬戦）、B、C級の特別、選抜競走、騎手招待、騎手選抜競走等はタイムオーバーの対象としない。

10 番組編成について

(1) 賞金額による番組編成

ア 出走馬の取得した賞金（1着から5着まで）に基づき番組賞金を定め、原則としてその賞金額の順に出走馬の編成を行う。ただし、一部のクラスの編成は番組編成委員が選定する。

イ 確定後の失格により着順が変更になった馬についての着順・賞金等の成績は訂正するが、番組編成に係る格付け及び番組賞金については当該競走で当初確定した着順をもって行う。

ただし、次回より訂正した着順をもって行う。

(2) 番組賞金の算定（東海地区統一）

次の表に定めるところにより加算された合計額を番組賞金とする。

	区 分	率
東海地区	普通、選抜及び特別競走で取得した賞金	100%
	J p n I 競走で取得した賞金	20%
	J p n II・J p n III 競走で取得した賞金	30%
	S P I 競走で取得した賞金	50%
	S P II、III 競走で取得した賞金	70%
	認定競走で取得した賞金	60%
他地区	J p n I 競走で取得した賞金	20%
	J p n II・J p n III 競走で取得した賞金	30%
	J p n 競走以外の交流競走で取得した賞金	50%
中央	J p n I (G I) 競走で取得した賞金	20%
	J p n I (G I) 競走以外の交流競走で取得した賞金	30%

(3) 格付け

格付けは次表とする。

階級別の番組賞金（東海地区統一）

階 級	番 組 賞 金
2 歳	250万円未満
3 歳	250万円未満
	11月以降一般階級適用
C 級	0万円～150万円未満
B 級	150万円～300万円未満
A 級	300万円以上

(4) 2歳、3歳の一般階級への編入は次表とする。

割当馬

サラ系	生まれ	番組賞金	控除額	編入先
3 歳	平成20年	10月までに 250万円以上	100万円	B級以上
		10月までに	100万円	C級以上
2 歳	平成21年	250万円以上	100万円	B級以上

転入馬 (1) 最終出走が地方競馬の所属馬

サラ系	生まれ	番組賞金	控除額	編入先
3 歳	平成20年	10月までに 250万円以上	50万円	B級以上
		10月までに	50万円	C級以上
2 歳	平成21年	250万円以上	50万円	B級以上

転入馬 (2) 最終出走が中央競馬の所属馬

サラ系	生まれ	番組賞金	控除額	編入先
3 歳	平成20年	10月までに 250万円以上	なし	B級以上
		10月までに	なし	C級以上
2 歳	平成21年	250万円以上	なし	B級以上

※ 東海地区割当馬が他の地方競馬又は中央競馬に転出し、再び1年未満に東海地区に転入した馬も上記表を適用する。

(5) 東海地区の3歳格競走は10月までとする。

11月以降、一般階級に編入する馬で控除金額以下の馬については、番組賞金0円として編入する。

(6) 番組賞金の調整

ア 番組賞金の調整は、東海地区の競走に出走した馬（サラ系A級、B級、C級及びアラ系馬）に対して行う。

イ 番組賞金の調整は、年4回行う。（第6回、第12回、第20回、第26回終了時点）

ウ 番組賞金の調整額は、A級10%以内、B級・C級20%以内とする。

(ア) 調整期間内に得た番組賞金（東海地区及び他地区）が調整額以内の馬は、その差額（調整額－取得番組賞金）を控除する。

(イ) 調整期間内に得た番組賞金（東海地区及び他地区）が調整額を超えた馬は、控除しない。

(ウ) A級については10%以内の控除率のほか、各馬の成績により番組賞金の調整を行う。

エ 6ヶ月以上の長期休養馬で能力審査を受けた馬は、A級10%以内、B級・C級20%以内とする。

(7) 当該競馬の編成は、出走申込時の格付け及び番組賞金をもって行う。

(8) アラ系馬の編成について

ア サラ系一般階級（C級以上）に編入する。

番組賞金の調整（控除）は50%以内とし、その控除額を差引いたものを一般階級（C級以上）に編入する。以降は、サラ系馬同様の取扱いとする。ただし、サラ系一般競走に編入されたアラ系馬はJpn、指定交流及び指定した競走には出走できないものとする。

イ アラ系馬の編成は平成23年をもって終了する。

(9) J p n 競走、S P 競走及び指定された競走について

ア 出走条件等については、別冊「グレード及びS P 競走等競馬番組」並びに各競走の実施要綱及び実施細目にて発表する。

イ 同競走については、予備馬5頭を限度として選定することがある。

ウ 下級馬挑戦

(ア) 下表に基づく

競走種類	条 件	可能頭数
J p n 競走	(ウ)	—
S P 競走	資格条件を満たす全ての馬	4 頭
J R A 交流 (500万条件)	A級3組以下の馬	2 頭
J R A 交流 (3歳未勝利)	3歳2組以下の馬	2 頭
A級1組 (オープン)	各クラス全ての馬	2 頭
各クラス1組 (A級は除く)	各クラスの馬のみ	2 頭

(イ) 成績上位馬を原則として番組編成委員が選定する。

(ウ) J p n 競走については、全国のJ p n (グレード) 競走で入着経験のある馬及び交流競走等で実績のある馬は、番組賞金下級馬であっても出走を認めることがある。

(エ) S P 競走で選定から外れた馬を予備馬として編成することがある。

(オ) S P 競走でトライアル競走の設定されている(東海ダービー)競走については、下級挑戦ができない。

(カ) 下級挑戦を希望するときは、出走申込みの際、申込用紙に明記すること。

(キ) J R A 交流 (500万条件) 競走の条件で2歳・3歳格は除く。

(10) 負担重量について

ア 定義

(ア) 定量とは馬の年齢及び性により定めるものをいう。

(イ) 別定重量とは、馬の年齢、性、クラス、賞金額その他競馬番組等に定める事項に基づき算出するものをいう。

(ウ) ハンデキャップとは競走成績等を勘案し、番組編成委員が負担すべき重量を決定するものをいう。

イ 定量に区分される競走

	牡 (せん馬を含む)	牝
2 歳 競 走	5 5 kg	5 4 kg
3 歳 以 上 一 般 競 走 (2歳馬は1kg減)	5 6 kg	5 4 kg

J R A 交 流 (5 0 0 万 条 件 戦)

	牡 (せん馬を含む)	牝
3 歳	5 5 kg	5 3 kg
4 歳 以 上	5 7 kg	5 5 kg

J R A 交 流 競 走 (3 歳 未 勝 利 戦)

	牡 (せん馬を含む)	牝
3 歳	5 6 kg	5 4 kg

ウ 別定重量に区分される競走〔次表以外の競走 (J p n 競走、S P 競走、セレクト競走等) 〕はその都度、要綱・細目にて発表する。

A 級 競 走

定 量	牡 (せん馬を含む)	牝
	5 6 kg	5 4 kg

A 級 1 組 競 走

区 分	牡 (せん馬を含む)	牝
A 級 2 組 の 勝 ち 馬	5 5 kg	5 3 kg
A 級 2 組 成 績 上 位 馬	5 4 kg	5 2 kg
A 級 3 組 の 勝 ち 馬	5 4 kg	5 2 kg
A 級 2 組 の 希 望 馬	5 4 kg	5 2 kg
A 級 3 組 の 希 望 馬	5 3 kg	5 2 kg
A 級 4 組 以 下 の 希 望 馬	5 2 kg	5 2 kg

※ 2 歳馬は、1 kg 減ずる。ただし、5 2 kg を最低負担重量とする。

※ A 級 1 組 以 上 (他 地 区 の 重 賞 を 含 む) の 勝 ち 馬 は、次 回 0 . 5 kg 加 増、上 限 2 kg と する。(次 回 2 着 以 下 の 場 合 は、0 . 5 kg を 減 ず る。) た だ し、最 低 負 担 重 量 は 5 2 kg と する。

連 続 開 催 等 で A 級 1 組 競 走 を 実 施 し な い A 級 2 組 競 走

番 組 賞 金	ク ラ ス	牡 (せん馬を含む)	牝
7 0 0 万 円 未 満	A 2	5 6 kg	5 4 kg
7 0 0 万 円 ~ 9 0 0 万 円 未 満	A 1	5 7 kg	5 5 kg
9 0 0 万 円 以 上	A 1	5 8 kg	5 6 kg

※ 2 歳馬は、1 kg 減ずる。ただし、5 2 kg を最低負担重量とする。

11 出 走 投 票

(1) 競 走 の 出 走 可 能 頭 数 は、開 催 日 の 前 半 4 競 走 を 原 則 と して 9 頭 以 内、そ の 他 の 競 走 は 1 0 頭

以内とする。

ただし、J p n、S P、認定競走、騎手招待、騎手交流及び指定した競走（開催ごとの競馬番組で発表）は、12頭以内とする。

なお、出走投票の結果、出走可能頭数を超えた場合は、原則として次表により出走制限馬を決定する。ただし、J p n、S P競走等は、出走制限の区分は適用しない。

また、出走制限馬の賞典の取扱いは抽休馬とする。

出走制限馬の順位	区 分
1	岐阜県所属馬で優先出走馬（1頭）以外の馬
2	愛知県の競馬において連続3回最下位の馬
3	愛知県の転入馬で愛知県の競馬において出走制限を受けたことなく出走回数が多い馬
4	愛知県の競馬において出走回数が多い馬。ただし、休養で3ヶ月以上出走しなかった馬は、復帰後からの回数とする
5	愛知県の前回競馬で出走していない馬及び出走制限（競走の取り止め等を含む。）を受けた馬
抽選による出走制限	上記の各区分において同条件の馬については、抽選により出走制限馬を決定する

※2歳馬J R A認定競走（セレクト）の番組賞金上位馬及び下級挑戦で選定された馬については、出走制限の対象外とする。

(2) 出走投票の結果、出走馬が4頭以下及び認定競走は原則として8頭以下になった場合は競走を取り止める。

(3) 同一日に2競走以上一括編成した競走は、一括投票し分割することがある。

なお、一括投票により投票された馬が9頭以下の場合は、1競走とし、14頭以下の場合は、2競走とする。

ただし、認定競走においては、17頭以下の場合は、原則として1競走とする。

ア 一括投票の分割は、次表の順位に従って行う。

順 位	区 分	上 位 馬
1	番組賞金の差異	番組賞金の多い馬
2	馬齢の差異	馬齢の高い馬
3	誕生日の差異	誕生日の早い馬
4	牝（せん馬も含む。）・牝の差異	牝馬

ただし、番組編成委員が適正な分割を認めた方法による場合は、この限りではない。

(4) 出走投票の結果によって馬の移動並びに競走の順序を変更することがある。

(5) 当該競馬の出走申込み後、地方競馬及び中央競馬で出走した馬は、出走投票日の午前9時30分までに馬登録証を番組編成委員に提出しなければ出走できない。

12 騎手について

(1) 競走で騎乗する時は、保護ベストを着用すること。(保護ベストの重量を1.0kgとする。)

(2) 同一騎手の1日の連続騎乗回数は、5回以内とする。

ただし、開催執務委員長がやむを得ないと認めたとき及び出走投票の結果、競走の順序を変更した場合はこの限りではない。

(3) 減量騎手の取扱い

普通競走、選抜競走、特別競走(Jpn競走、SP競走、指定交流競走及び騎手交流競走を除く。)に騎乗する場合の負担重量は、次表とする。

期 間	減 量	勝 利 度 数 に よ る 減 量
初の免許取得後 1年未満	3kg (▲)	① 25勝に達した騎手は次回競馬から2kg (△) 減とする。
初の免許取得後 1年以上2年未満	2kg (△)	② 50勝に達した騎手は次回競馬から1kg (☆) 減とする。
初の免許取得後 2年以上3年未満	1kg (☆)	③ 80勝に達した騎手は次回競馬から減量しない。

(▲)、(△)、(☆)は、それぞれの減量表示記号

(4) 女性騎手は、免許取得後3年以上経過しても1kg (☆) 減量する。

(5) 減量の変更はその条件に達した日が属する開催直近の東海地区次開催から行う。

(6) 新人騎手の減量解除について

ア 初騎乗後、2年を経過した騎手は、減量を解除することができる。

イ 減量解除の申請を行う騎手は、当該競馬の騎乗申込日までに申請書を管理者に提出しなければならない。

ウ 減量解除後は、減量の再適用は認めない。

(7) 他地区地方競馬騎手の取扱いについて(詳細については別途要綱で定める。)

ア 全ての重賞競走に騎乗ができる。

イ 期間限定騎手の受入について

(ア) 1,000勝以上の騎手1名を2ヶ月間以内。

(イ) 減量騎手及び制裁の多い騎手以外の騎手1名を2ヶ月間以内。

13 その他

(1) 年度途中においても番組要綱を変更することがある。

(2) そのほか定めのないものの取扱いは、その都度番組編成委員が決定する。

附則 **この要綱は、平成23年4月1日から適用する。**